

ホテル・旅館等建築物の耐震化の促進に関する意見書

東日本大震災後、建築物の地震に対する安全性の向上を一層推進する機運が高まり、平成 25 年 5 月 29 日に「建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律」が公布され、同年 11 月 25 日に施行された。今回の改正では、南海トラフの巨大地震や首都圏直下地震等の大規模地震の発生に備え、建築物の地震に対する安全性の向上を一層推進するため、特にホテル・旅館、病院、店舗等の不特定多数の者が利用する建築物等で、地震に対する安全性を緊急に確かめる必要がある大規模なものについては、建築物の耐震診断を実施し、その結果を平成 27 年末までに所管行政庁に報告することが義務付けられた。

国策として観光立国が推進されているが、ホテル・旅館等の経営環境は依然として厳しい状況が続いており、多額の費用を要する建築物の耐震化に対しては、事業者や地方公共団体等に対する国の一層の支援が必要不可欠である。また、これらの耐震化を円滑に推進するに当たっては、当該建築物の所有者はもとより、広く国民に対して当該改正法の内容の周知と理解の促進を図ることが重要である。

よって、国においては、ホテル・旅館等の建築物の耐震化を円滑に推進するため、下記の事項を実現されるよう強く要望する。

記

- 1 建築物の耐震化を促進するため、国の責任において耐震診断及び耐震改修に係る建築物所有者及び地方公共団体の負担軽減に資する支援施策の充実を図ること。
- 2 耐震診断結果の公表時期、耐震性が確保されている旨の表示制度については、当該建築物所有者の実情等を十分に考慮すること。
- 3 東日本大震災の際にホテル・旅館等で多数の被災者を長期間に渡り引き受けた実績に鑑み、同様の大規模災害が発生した際に、長期避難者の受入先としてホテル・旅館等を指定する制度を創設するとともに、指定されたホテル・旅館等の耐震診断及び耐震改修に係る支援を行うこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 26 年 3 月 18 日

衆議院議長	伊吹文明殿
参議院議長	山崎正昭殿
内閣総理大臣	安倍晋三殿
財務大臣	麻生太郎殿
国土交通大臣	太田昭宏殿

山形県議会議長 鈴木正法